

Ⅲ 林 業

Ⅲ 林 業

1. 愛媛県の森林・林業の特徴

本県では、先人達の積極的な造林活動により緑豊かな森林が造成されており、木材をはじめとする林産物の供給のほか、水源の涵養や土砂災害の防止、生物多様性の保全といった、森林が有する多面的な機能の発揮によって、私たちの生活に多くの恩恵をもたらす県民共有の貴重な財産となっている。

(1) 森林の現状

本県の森林面積は、県土の71%に当たる約40万1千haで、国有林を除く民有林面積は36万haと9割を占めており、そのうち、スギ・ヒノキを中心とする人工林が22万1千haと民有林の6割強を占める、人工林率全国第8位の林業県となっている。

人工林の約79%が50年生を超え、木材としての本格的な利用期を迎えている中、この豊富な資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことにより、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収機能など、森林が有する多面的機能を維持するとともに、林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが重要となっている。

(2) 林産物の生産状況（令和5年）

本県の木材生産量は、素材（丸太）が60.0万m³で全国第12位（ヒノキ2位、スギ11位）、製材品が40.3万m³で全国第7位となっており、全国でも屈指の木材生産県である。

木材利用の拡大による森林資源の循環利用を通じて二酸化炭素吸収機能を強化し、脱炭素社会の実現を目指すことを目的として、令和3年10月に公共建築物等木材利用促進法が一部改正されたことで、木材利用促進の対象が公共建築物から民間を含めた建築物一般に広がっており、少子高齢化に伴う住宅着工戸数の減少が予想される中、県産材の一層の販路拡大と利用促進による木材の需要拡大が急務となっている。

その他の林産物には、きのこ類や山菜類、木炭等があり、特に乾しいたけの生産量は100トンと全国第4位である。東日本大震災後、原発事故の風評被害等の影響により乾しいたけ取引価格は暴落し、生産者の高齢化による原木伏せ込み量の減少に加え、気候変動の影響による収量の低下により、今後の生産量が懸念されているが、市場単価は近年、上昇傾向を示している。

(3) 健全な森林の育成整備

これまで県では、平成13年を「森林そ生元年」と位置づけ、本県独自の水源林対策や放置森林対策を実施するとともに、平成17年から森林環境税を導入し、県民参加による森林環境の保全に取り組むほか、平成18年度からは「えひめ森林そ生プロジェクト」に取り組み、木材の生産から加工流通に至るコスト縮減を図りつつ、間伐を中心とした森林整備を推進してきた。

さらに、森林資源が充実する中、平成26年度から実施している「林業躍進プロジェクト」では、搬出間伐はもとより主伐・再造林を推進するほか、最先端技術の活用を通じた林業の効率化・省力化を図る森林経営スタイルの確立や、新たな木材生産システムの導入・普及による県産材の更なる増産を進め、県産材の競争力強化と需要拡大を図り、林業の成長産業化の実現と健全な森林の育成整備に努めている。

(4) 県産材の需要拡大

県産材の需要拡大を図るため、愛媛県産材製品市場開拓協議会と連携して、首都圏等大消費地において、知事トップセールス、マッチング商談会の開催や展示会への出展などを行い、販路開拓に努めている。

また、公共施設の木造・木質化や公共土木事業への利用を促進するとともに、県産柱材の無償提供制度やリフォーム事業により木造住宅の建設促進に努めるほか、製紙用原料やバイオマスエネルギー分野での

利用拡大を図っている。

また、新たな構造用材料として注目を浴びているＣＬＴについては、愛媛県ＣＬＴ普及協議会と連携し、ＣＬＴ建築物等の普及・一般化を促進するとともに、平成 30 年 7 月から商業生産を開始した西条市のＣＬＴ製造工場においては、着実に生産量を増加させていることから、非住宅分野などへの利用拡大にも取り組んでいる。

表 1 本県林業の主な指標

項 目			愛 媛 県	全 国	対全国比	順位	資 料	
生産 基盤	県 土 面 積		568千 h a	37,797千 h a	1.5%	26位	令和6年「全国都道府県市区町村別面積調」(R6年4月1日時点)	
	林 野 面 積		401千 h a	25,025千 h a	1.6%	23位	林野庁統計データ (R4.3.31) [都道府県別森林率・人工林率]	
	林 野 率		71%	66%	－	19位		
	民有林※ 人工林	面 積	360千 h a	17,321千 h a	－	19位	林野庁統計データ (R4.3.31) [全国民有林、順位]	
		蓄 積	115,101千 m3	4,259,652千 m3	－	16位	地域森林計画(R5.12) [愛媛県]	
		面 積 (率)	221千 h a	7,834千 h a	－	11位		
			(率)	61%	45%	－	－	
			蓄 積	95,515千 m3	2,990,029千 m3	－	－	※森林法第5条第1項に規定されている森林
林業 生産	素 材 生 産 量		600千 m3	20,643千 m3	2.9%	12位	令和5年「木材統計」	
	林 業 産 出 額		892千万円	55,625千万円	1.6%	19位	令和5年「農林水産統計」	
担 い 手	林 業 経 営 体 数		968経営体	34,001経営体	2.8%	12位	2020年「農林業センサス」	
	森林組合労働者数		339人	12,468人	2.7%	－	令和5年度「森林組合一斉調査結果」	
	森 林 組 合 数		13組合	602組合	2.2%	18位		
木 材 産 業	素 材 需 要 量		862千 m3	23,666千 m3	3.6%	11位	令和5年「木材統計」	
	外 材 依 存 率		12%	13%	－	－		
	製 材 工 場 数		83工場	3,749工場	2.2%	20位		
民 有 林 林 道 密 度			7.1m/h a	5.4m/h a	－	9位		
保 安 林 率			37%	49%	－	－	県森林整備課調べ	

2. 林業生産の動向

(1) 造 林

人工造林は、昭和 30 年代前半には約 1 万 ha の実績があったが年々減少し、平成 24 年度には 70ha まで落ち込んだが、近年は 400ha 前後まで回復しており、令和 5 年度は 372ha となっている。

また、県産材の増産を図るため、間伐に加え主伐の導入を推進している中、令和 5 年度は 4,666ha の間伐が行われたが、スギ・ヒノキの人工林は高齢級化が進み、間伐を必要とする森林は今後急激に減少することから、循環利用が可能な森づくりに向けて、主伐による木材生産の割合を上げていく必要がある。

表 2 人工造林及び間伐実績面積

【単位：ha】

区分	平成 29 年	30 年	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
人工造林	298	262	350	359	401	471	372
再造林	228	248	339	344	377	464	371
拡大造林	10	14	11	15	24	7	1
間伐	4,624	4,411	4,644	4,569	4,559	4,771	4,666

資料：森林整備課調べ

(2) 木材需要

木材需要量は、近年の製材工場の規模拡大等に伴い増加傾向で推移しており、令和5年の県内需要量は862千 m^3 となった。

表3 木材(素材)需要・供給量の推移

【単位：千 m^3 】

年 次		28 年	29 年	30 年	令和元 年	2 年	3 年	4 年	5 年
需 要 量	県内需要	774	974	775	796	755	869	828	862
	県外需要	85	82	83	97	86	93	110	117
	総量 (A)	859	1,056	858	893	841	962	938	979
供 給 量	県内生産	541	606	523	533	523	563	563	600
	県外生産	129	224	177	216	183	250	143	279
	外材輸入(B)	189	226	158	144	135	149	122	100
国産材率 (A-B)/A		78.0	78.6	81.6	83.9	83.9	84.5	87.0	89.7

資料：農林水産省「木材統計」より作成

(3) 特用林産物

特用林産物では、乾しいたけを中心としたキノコ類の生産が多く、令和5年の林業産出額のうち12%を占めている。特に乾しいたけの生産量は、全国第4位の100t（令和5年）で、中山間地域の貴重な収入源となっている。

また、平成27年頃から県内各地でメンマの原料となる乾たけのこが生産されており、農家林家の所得向上と放置竹林の拡大防止につながるものと期待されている。

(4) 林道整備等

森林資源の充実、林業の合理的経営及び森林の集約的管理を図るとともに、森林の有する公益的機能の発揮と地域林業の振興を図るため、森林基幹道をはじめとする林道網等の整備拡充を積極的に推進しており、令和5年度末における林内道路延長（林道・公道等）は6,210kmとなっている。

山地に起因する災害を防止し、あわせて森林の保全と水資源の確保を図るため、国が令和6年度に策定した森林整備保全事業計画（令和6～10年度、5か年）と、県が策定する地域森林計画に基づいて、計画的に治山事業を実施している。

(5) 林業労働力

林業労働者（雇用労働者）数は、804人（令和6年）で、このうち森林組合作業班員が全体の34%を占めている。

また、作業労働者の中で60歳以上の占める割合は31%となっている。

表4 林業労働力の現状（令和6年）

総 数			うち森林組 作 業 班 員	
	60 歳 以上	比 率		比 率
804 人	251 人	31%	273 人	34%

資料：愛媛県林業労働力確保支援センター「林業事業体実態調査」

3. 森林環境税を活用した新たな森づくりの推進

本県では、木材生産や水源涵養、県土の保全、地球温暖化の防止など、多様な公益的機能を有する森林を、県民と共に守り、育てていくため、平成17年度に「愛媛県森林環境税」を創設し、「森林環境の保全」及び「森林と共生する文化の創造」を理念に、「森をつくる活動」「木をつかう活動」「森とくらす活動」を柱とした施策を推進してきており、第5期(令和7～11年度)では、次の施策を重点的に実施している。

- 森をつくる活動：主伐・再生林の一層の推進や未来につなぐ林業の実現に向けた担い手づくり
- 木をつかう活動：再生産可能な県産材の生産・利用拡大や新たな分野への木材利用の推進
- 森とくらす活動：県民と森林との交流促進や幅広い世代における森林への理解促進

一方、国では自然環境が悪く、採算に乗らない森林を、市町が主体的に管理する「新たな森林管理システム」を重点的に推進するため、令和元年9月から森林環境譲与税が県及び各市町に譲与されている。

これにより、国税では採算に乗らない環境林の整備に、県税では採算性の高い経済林の整備に充当することで、両税の相乗効果が発揮され、林業の成長産業化と健全な森づくりが一層推進されるよう、本税の有効活用を図っている。

愛媛県森林環境を活用した施策の推進

